

安田町地域公共交通網形成計画

平成 31 年 3 月



はじめに

日本の過疎地域は、公共交通網が脆弱であることから、自家用車での移動が主流ですが、安田町（以下、「本町」とする。）においては、量販店が町内にないため、生活を維持するためには町外への移動が不可欠であるなど自家用車への依存がより一層高まっている現状があります。

しかしながら近年は、少子高齢化が進行する中で移動手段を有しない高齢者等が増加傾向にあり、日々の買い物や通院等に支障を来すことが懸念される状況にあります。

このような本町の実情を踏まえ、平成 29 年度には、新たな公共交通網の整備に向けて、生活交通に関する住民ニーズ調査、町内の関係団体や地域の方々との意見交換等を実施し、町内の移動手段について現状把握や課題整理を行いながら調査、分析し、「安田町における地域公共交通のあり方調査」としてその結果を取りまとめました。

また、平成 30 年度には地域公共交通会議を発足させ、地域住民の生活維持に必要な移動手段の確保に向けて、あり方調査の成果を活用するとともに、高知県東部広域地域公共交通協議会でとりまとめが進んでいる計画との連携をとりながら、具体的な検討を開始いたしました。

今後は、移動制約者のみならず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育等の多目的に利用できる地域公共交通網を整備するため、地方公共団体が中心となり、関係者との合意形成のもとで、まちづくりと一体となった面的な公共交通ネットワークの構築とともに、持続可能な地域公共交通網を形成してまいります。

目 次

第 1 章：前提条件の整理	1
1. 交通まちづくりに関する課題の整理	2
2. 交通まちづくりに関する上位計画及び関連する計画より抽出	3
3. 目指す将来像	7
第 2 章：安田町のこれからの公共交通網	9
1. 基本的な方針	10
2. 計画の区域	11
3. 事業及び実施主体	12
4. 目標の達成状況の評価	36
5. 計画の期間	38
参考資料	39
安田町地域公共交通会議設置要綱	40
安田町地域公共交通会議 委員名簿	43

第 1 章：前提条件の整理

1. 交通まちづくりに関する課題の整理

1) 安田町における地域公共交通のあり方調査（平成 30 年 3 月）

平成 29 年度に町全体を対象として、町民の生活を支える移動手段確保策について調査を行い、次のとおり課題を導き出している。[P129 から]

課題 1	公共交通空白地区の解消 - 対象（地区、人）を絞り、対象の有する移動ニーズをさらに詳細に整理する。 - 地域住民同士の協力による移動手段導入の検討。 - 試験運行を目指した運行計画の作成。また、その実施と検証及び改善計画の検討。 - 利用促進策と連携し、運行を持続させる。
課題 2	既存の公共交通網の利用促進 - 利用者（及び町民）からの既存の公共交通網に対する改善要望を把握し、整理する。 - 既存公共交通網に対する改善計画を運行事業者に要望する。 - 安田町福祉ハイヤー事業のさらなる有効活用策の検討。 - 利用者（及び町民）にさらなる利用につながる取り組みを実施していく。
課題 3	公共交通網の持続につなげる取り組み - 公共交通の利用方法や便利な使い方、お得感のある利用方法などを伝える「乗り方教室」の実施と継続。 - 利用者となる町民との意見交換を通じた、移動ニーズの把握。そしてその移動ニーズに合う運行形態への改善の取り組み。 - 既存の公共交通網や新しく検討する移動手段に関する情報を町民に対して発信し続ける。 - 子ども世代に対する公共交通の利用方法を学ぶ機会の創出とその継続。
課題 4	バス停留所における安全確保と環境改善 - 警察に対する危険な道路への横断歩道や信号機の設置要望。 - バス停留所における抜本的な安全確保策の検討。 - 可能なバス停留所へのベンチ及び建屋の設置。 - その他、バス停留所の環境改善（例：路線図・時刻表・運賃表の掲示、停留所周辺の案内の掲示）。 - 利用者に対する改善の取り組みの周知と要望への対応。
課題 5	広域で考える公共交通網 - 近隣の自治体との協議開始。 - 既存の公共交通網の維持のために必要な協議を関係する自治体と行う。 - 中芸地域におけるコミュニティ交通網の持続する在り方について広域による検討を開始。
課題 6	公共交通網整備の在り方に戦略を持つ - 安田町のこれからの公共交通網の在り方を戦略的に整理する。 - 中芸地域で共有する広域の計画策定の検討。 - 公共交通網の在り方を戦略的に整理した基本方針を着実に推進。

2. 交通まちづくりに関する上位計画及び関連する計画から抽出

1) 安田町総合振興計画 後期基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

観光を通じた交流拡大、定住促進策や商業振興策などを広域公共交通の充実により支えけるとともに、交通弱者への対策を通じて高齢者福祉の充実につなげるなど、公共交通網の維持が様々な施策を包括的に支えている。

施策名	施策内容
公共交通体系の維持	・利用促進への広域的な取り組みの充実 ・維持費負担の継続 ・交通弱者に対する移動手段の検討
定住促進・住環境の向上	・新たな宅地分譲地の整備（不動地区外） ・移住対策の推進
交通安全意識の向上	・交通安全啓発活動の推進 ・関係機関との連携強化
防犯活動の推進	・高齢者見守り体制の実施 ・地域連帯による防犯活動の推進 ・関係機関との連携強化
観光・交流への活用	・森林を活用した体験及び交流の推進 ・自然とのふれあい、レクリエーションのための施設整備
商業の振興	・輝るぽーと安田、味工房じねんの活用 ・地産地消及び地産外商の推進 ・買い物弱者対策
観光プログラムの拡充	・町内及び広域観光ルートの設定 (魚梁瀬森林鉄道の活用等)
観光推進体制の強化	・情報提供の充実 ・安芸広域、中芸広域との連携強化 ・観光振興団体の活動推進
高齢者福祉の充実	・地域福祉との連携強化、地域活動拠点の充実 ・健康づくりの推進 ・生きがいづくり活動の推進

2) 安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）

安田町総合振興計画 後期基本計画と同じく、人口増加につながる基盤整備、交流人口の拡大につながる観光振興、高齢者の見守りなどの福祉施策などについて整理している。

移動手段確保策としては、交通弱者や買い物弱者への対応を盛り込んでいる。

基盤整備につながる項目	○ 不動地区高台への第 2 期分譲宅地整備のほか、町営住宅不動団地北側等へ新規分譲宅地整備計画を進める。 ○ 移住者向け住宅を整備し、本町での暮らしを体験してもらうこと、本町への移住・定住を促進する。 ○ 集落活動センター 2 階部分にシェアオフィスの誘致を行い、地元雇用の場を確保する。
観光振興（交流人口の拡大）につながる項目	○ 町内の観光施設や公共施設に公共 W i - f i を整備し、観光客等の利便性の向上を図る。 ○ 年間を通して受け入れられる各種体験事業を提供し、交流人口の拡大を図る。 ○ 広域観光組織などと連携し、森林鉄道ツアーを実施する。
福祉につながる項目	○ あったかふれあいセンター活動の活性化を図る。 ・介護予防サービス提供拠点の整備 ・見守り支援の仕組みづくり（高齢者の見守り体制等）
移動手段の確保につながる項目	○ 交通弱者に対する移動手段の確保のほか、買い物弱者の支援を行う。 ・福祉ハイヤー事業の充実 ・デマンドハイヤー 2 路線 ・移動販売の確保

3) 安田町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成29年3月）

安田町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の具体的な取り組み内容の中で、「公助・共助／行政による取り組み」として整理しているものから、交通や暮らし、交流に関連するものを次のとおり抽出した。

高齢になったり障がいがあったりしても、「住み慣れた場所で暮らし続けられること」や、「移動手段の確保」につながる取り組みを盛り込んでいる。

基本目標2：地域で支え合うつながりづくり

3. 地域の交流とネットワークづくり

- 町民の交流を促進するため、だれもが気軽に参加できるイベントの企画・実施を検討します。
- 町民同士が協力し合えるよう、地域における高齢者や障がいのある人等との交流の場やボランティア団体の活動する場を確保し、地域での助け合い意識の醸成に努めます。

4. 自立支援と社会参加・生きがいくくり

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、介護保険サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。また、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。
- 障がいのある人が、自らの生活のあり方を主体的に決定することができるよう地域移行を推進するとともに、地域での自立生活に必要な障がい福祉サービスを、サービス提供事業者等と連携して、状況や必要性に応じて提供できる基盤を整備します。

基本目標4：誰もが安心して暮らせるまちづくり

9. 安全・安心な地域づくり

- 子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、又は高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等の交通安全運動を推進します。また、歩きやすい歩道の整備等、バリアフリー化を含めた交通安全対策を実施します。

10. 人にやさしい生活環境づくり

- 既存の公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を促進します。また、道路や歩道を整備する際は、段差の解消や安全な道路環境の整備に努めます。
- 高齢者や障がいのある人をはじめ、様々な人の意見を聞き、新たな交通システムの構築を検討します。

4) 関連する取り組みの集約

上位計画及び関連する計画から地域公共交通網形成計画につながる移動手段確保とまちづくり等に関連する項目を抽出し次のとおり整理した。

交通施策の取り組みとして、「福祉ハイヤー事業の充実」や「デマンドハイヤー2路線」など、具体的な内容としてまとめられているものがあるが、これらは「公共交通空白地区の解消」と同義であると整理できる。

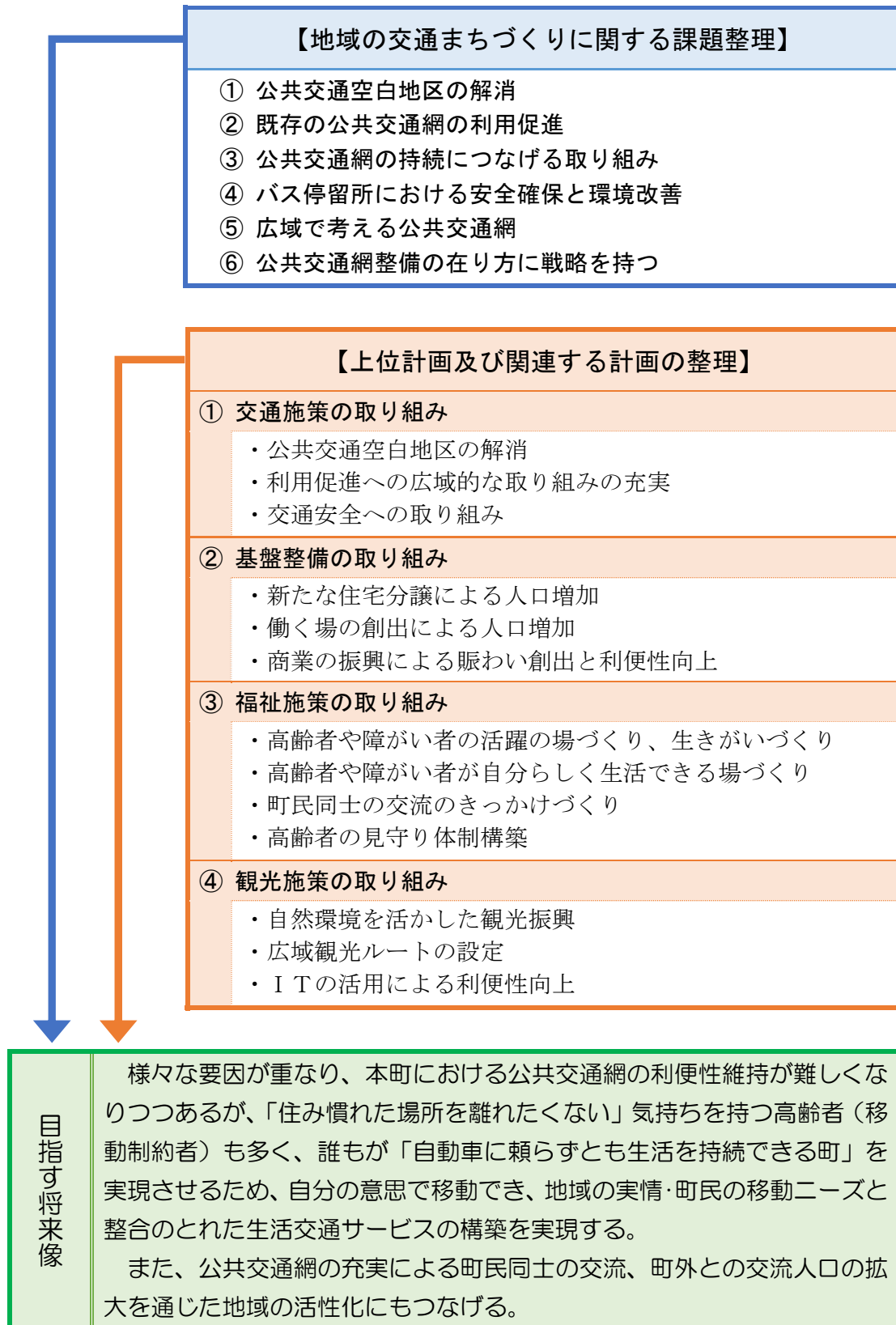
これらの取り組み内容は、地域公共交通網形成計画の具体的施策を検討するための要素として引き継ぐこととする。

表：地域公共網形成計画の検討につなげる要素

交通施策の取り組み	・公共交通空白地区の解消 ・利用促進への広域的な取り組みの充実 ・交通安全への取り組み
基盤整備の取り組み	・新たな住宅分譲による人口増加 ・働く場の創出による人口増加 ・商業の振興による賑わい創出と利便性向上
福祉施策の取り組み	・高齢者や障がい者の活躍の場づくり、生きがいづくり ・高齢者や障がい者が自分らしく生活できる場づくり ・町民同士の交流のきっかけづくり ・高齢者の見守り体制構築
観光施策の取り組み	・自然環境を活かした観光振興 ・広域観光ルートの設定 ・I Tの活用による利便性向上

3. 目指す将来像

地域の課題や関連する計画の整理により、本町が目指す将来像を次のとおり設定する。



第2章：安田町のこれからの公共交通網

1. 基本的な方針

本計画を策定するにあたり設定した「目指す将来像」の実現に向け、次の4つの基本方針とその目標を立て、それぞれに関連する事業を推進する。

また、高知県東部広域地域公共交通協議会で検討が進められている内容とも連携して事業に取り組む。

目指す将来像

様々な要因が重なり、本町における公共交通網の利便性維持が難しくなりつつあるが、「住み慣れた場所を離れたくない」気持ちを持つ高齢者（移動制約者）も多く、誰もが「自動車に頼らずとも生活を持続できる町」を実現させるため、自分の意思で移動でき、地域の実情・町民の移動ニーズと整合のとれた生活交通サービスの構築を実現する。

また、公共交通網の充実による町民同士の交流、町外との交流人口の拡大を通じた地域の活性化にもつなげる。

基本方針1：地域の実情に合った公共交通網の整備

〔目標1：誰もが利用できる安心・安全な公共交通網を実現させる〕

全ての安田町民が、生活に必要な移動手段（公共交通や福祉輸送等）を使い、自動車が運転できなくても生活を続けていける環境構築を目指す。

基本方針2：公共交通網の持続と利用促進

〔目標2：地域の移動手段として持続する公共交通網の実現〕

現状の路線バスや鉄道、そして新しく配置する移動手段などについて、運行がいつまでも持続していくように、利用者のニーズを反映したわかりやすく便利と感じてもらえる運行を実現させる。また、地域が受け身で公共交通網を利用するのではなく、積極的に地域に関わり、改善していける仕組みの構築を目指す。

基本方針3：まちづくりとの連携

〔目標3：公共交通への理解と賑わいづくりの実現〕

移動の目的となる観光、福祉、教育などとの連携を通じて公共交通の利用促進につなげるとともに、人のながれを町中心部に誘導することによる賑わいの創出を目指す。

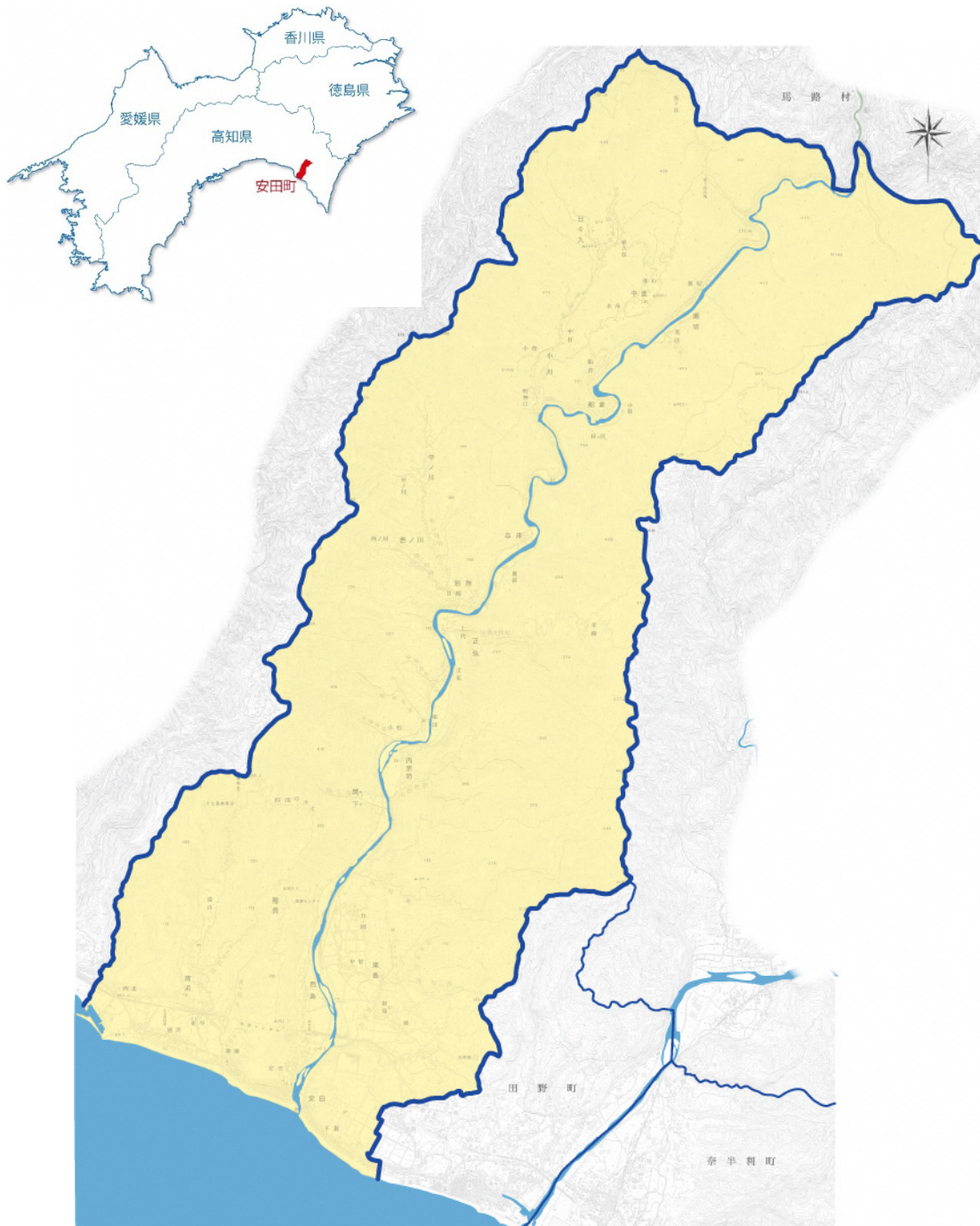
基本方針4：広域で共有する移動手段とまちづくり

〔目標4：生活圏がひとつになり進める利便性向上の実現〕

中芸地域の自治体は、ひとつの生活圏を共有していると考えられる。このことから、自治体間でも相互に町民が行き来できる路線網（フィーダー系統）の構築やソフト面における連携強化を通じた地域の活性化を目指す。

2. 計画の区域

本計画の対象とする区域は、安田町全域とする。



3. 事業及び実施主体

基本的な方針を踏まえ、目指すべき将来像の実現に向けた取り組みの事業及び実施主体について整理する。

目標 1：地域の実情に合った公共交通網の整備

事業及び実施主体の整理

1－①：公共交通空白地区の解消
【概要】 町内に存在する公共交通空白地区に、町主導による新しい公共交通サービスを配置する。
1－②：福祉輸送の整備
【概要】 公共交通を自力で乗降できない人であっても、生活に必要な移動手段を確保できるよう福祉輸送サービスを整備する。
1－③：運行ダイヤの検証と改善
【概要】 広域交通ネットワークである鉄道や路線バス（安芸～室戸～甲浦線）と、地域内交通ネットワークとなる新しい移動手段や路線バス（安芸～馬路～魚梁瀬線）が、ダイヤや運賃などのサービスで連携し、地域全体の利便性向上につなげる。
1－④：待ち合い所の快適性向上
【概要】 駅やバス停の待ち合い所において、高齢者でも快適に乗り物を待つことができるよう、ベンチの設置や風雨避けなどの設置を必要に応じて行っていく。
1－⑤：バス停利用者の安全性向上
【概要】 交通量の多い国道 55 号沿線のバス停について、利用者の安全確保につながるように警察などの関係機関に横断歩道や信号機の設置を要望していく。

1-①：公共交通空白地区の解消

□ 取り組みの概要

- ・町南部の公共交通空白地区（①東島地区、②東谷地区）と、町中心部をつなぐ新しい移動手段を、地区の移動ニーズに合わせて整備する。
- ・町北部の公共交通空白地区を3地区（①中ノ川、西ノ川地区、②小川、日々入地区、③中里、船倉地区）に分け、それぞれの地区の移動ニーズに合わせた新しい移動手段を整備する。
- ・新たな移動手段の整備により、既存の公共交通網と連携して相乗効果につながる運行となるよう工夫する。

□ 目指す成果

本町内の公共交通空白地区を解消することで、誰もが移動手段を確保し、生活の維持に困らないようになる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		実施に向けた調整							
				試験的な運行の実施					
						本格運行の実施			

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー

1-②：福祉輸送の整備

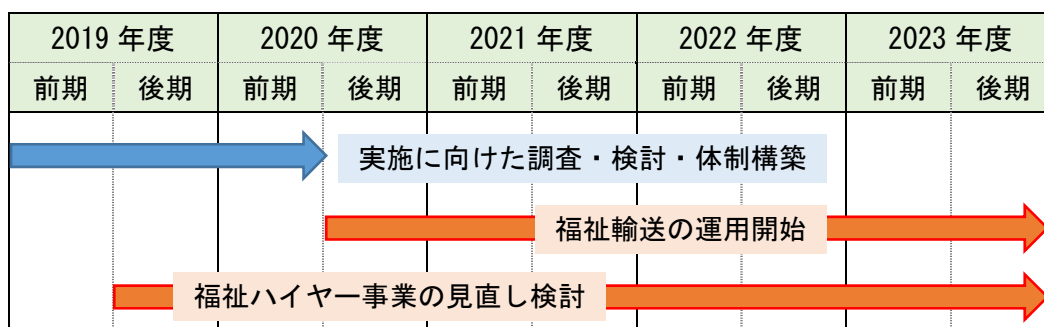
□ 取り組みの概要

- ・ 自力で路線バスやタクシーの乗降ができない人であっても、生活に必要な移動手段を確保するための福祉輸送サービスを整備する。
- ・ 安田町福祉ハイヤー事業について、町北部に暮らす住民が抱えている不公平感（町中心部から遠距離であっても定額であるため、1回のおでかけで一年分を使い切ってしまう）解消につなげるとともに、現状の制度と地域の実情をマッチングさせるため、事業そのものの検証を行い、制度の見直しを含めた対応を行う。

□ 目指す成果

介助があれば移動できる人に対する移動手段として整備することにより、誰もが住み慣れた場所で安心して生活が続けられる。

□ 実施スケジュール



※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町、安田町社会福祉協議会、安田ハイヤー、中野ハイヤー、他民間事業者

1-③：運行ダイヤの検証と改善

□ 取り組みの概要

- ・土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、高知東部交通の路線バス（安芸～室戸～甲浦線、安芸～馬路～魚梁瀬線）の運行ダイヤについて、本町内の移動ニーズの把握、要望としてのとりまとめ、提言を行う。
- ・本町内の鉄道及び路線バスの運行ダイヤ等に対する要望及び提言につなげるために、地域の移動ニーズを的確に把握し、整理を行う。[関連事業：2-③]

□ 目指す成果

鉄道と路線バス（地域間幹線系統、地域内フィーダー系統）が、それぞれの特色を活かした役割分担が実現し、ダイヤや運賃、情報等でつながることにより、利便性が向上し、利用者の行動範囲が拡大する。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
									
調査	提言	調査	提言	調査	提言	調査	提言	調査	提言

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、土佐くろしお鉄道、近隣自治体

1-④：待ち合い所の快適性向上

□ 取り組みの概要

- ・高知東部交通の路線バス（安芸～室戸～甲浦線）は運行距離が長く、遅れが生じることが多いため、高齢者のバス待ちの負担が増加している。そこで利用の多い停留所にベンチの設置や風雨避けとなる建屋を整備する。建屋は防犯に配慮した仕様（外から中が見える。防犯カメラを設置する 等）とする。また、利用者が快適にバスを待てるように、不具合を指摘する連絡に対し即応できる体制を構築する。
- ・安田駅、唐浜駅については、すでに建屋及びベンチが整備されているため、これらの施設を快適に利用できるように引き続き維持管理を適切に行う。また、安田駅から路線バスに乗り換える利用者のために、駅舎建屋内にバスロケーションシステムの導入を検討する。

〔整備が期待される箇所〕

- ・唐の浜西（両方向）
- ・唐の浜中央通（両方向）
- ・唐の浜東（西行き）
- ・安田不動西（両方向）
- ・安田不動（両方向）

計 9ヶ所



写真：安田西新町バス停東行きの待ち合い所

□ 目指す成果

ベンチや建屋の設置でバスを待つ利用者の負担が軽減されるとともに、待ち合いスペースの快適性が維持され、利用拡大につながる。

また、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の安田駅、唐浜駅についても、利用者が快適に利用し続けられる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
事業着手				事業実施に向けた調整〔可能な場所から着手〕					

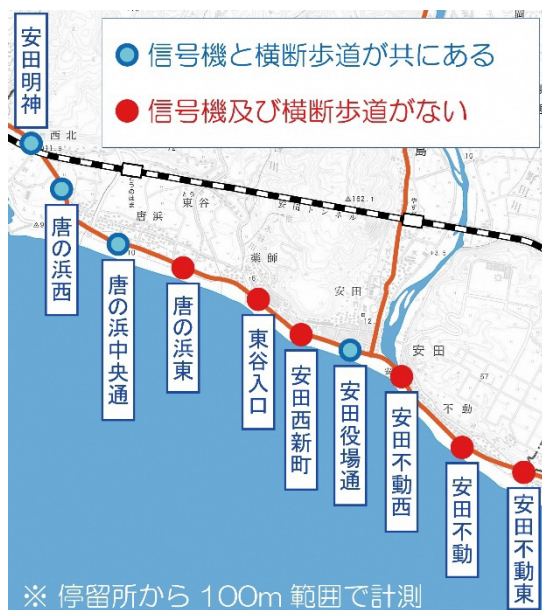
※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、土佐くろしお鉄道、高知東部交通

1-⑤：バス利用者の安全性向上

□ 取り組みの概要

- ・ 交通量が多く、特に高齢者の横断が難しく非常に危険な状況となっている国道 55 号沿線のバス停について、利用者の安全確保につなげるために横断歩道や信号機の設置、注意喚起の取り組み（例：法定外表示によるカラー舗装）等の検討を進める。



写真：東谷入口バス停
(横断歩道・信号共に無い)

図：国道 55 号沿線バス停の状況

□ 目指す成果

国道 55 号沿いのバス停での安全が確保されることにより、高齢者や障がい者、子ども、来訪者が、安心して高知東部交通の路線バスを利用できるようになる。保護者も安心して子どもの通学に路線バスを利用させやすくなる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		要望内容のとりまとめ							
									

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、安芸土木事務所、安芸警察署

目標 2：公共交通網の持続と利用促進

事業及び実施主体の整理

2－①：利用しやすい運賃設定
〔概要〕 新しい移動手段について、利用しやすい運賃制度として設定する。
2－②：わかりやすい情報発信
〔概要〕 町内（もしくは中芸地域）を対象として、公共交通に関する情報を集約し、冊子やWEBを通じて発信する。
2－③：町民との定期的な対話による利用促進
〔概要〕 公共交通を利用していない人も含め、町内の移動手段確保策について意見交換を行い、公共交通再編のヒントを得る機会とする。
2－④：イベントを通じた利用促進
〔概要〕 公共交通を利用したことがない人をターゲットとして、イベントなどへの出店や公共交通を活用したおでかけイベントを通じた啓発を行う。
2－⑤：公共交通利用者の組織化
〔概要〕 公共交通利用者との対話や協働による利用促進に取り組めるように、公共交通利用者を組織化する。（将来的には中芸地域を対象とする）
2－⑥：ICカードですかの普及支援
〔概要〕 ICカードですかの普及支援に取り組む。
2－⑦：乗務員確保への支援
〔概要〕 バス事業者及びタクシー事業者の乗務員確保について、移住施策等とリンクした支援を行う。

2-①：利用しやすい運賃設定

□ 取り組みの概要

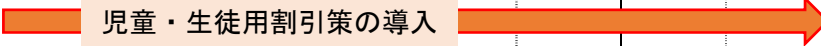
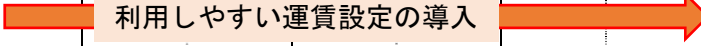
- ・ 町内の移動について、誰もが公共交通を利用しやすいと感じられる運賃設定を目指す。[関連事業 1-①公共交通空白地区の解消] で整備する新しい移動手段の運賃だけでなく、路線バスの町内移動分についても詳細な検討を進める。
- ・ 通学にバスや鉄道を使いやすくするために、通学定期券の購入に対する保護者負担軽減につなげる新たな制度として、高知県東部広域地域公共交通協議会において検討されている取り組みと連携し、情報収集、調査、広報に取り組む。

□ 目指す成果

生活の維持に必要な移動について、公共交通の運賃が大きな負担にならないことから、公共交通利用が拡大し、公共交通網の持続につながる。

また、子どもたちが通学を通して公共交通を体験することで、鉄道や路線バスの利用拡大につながるとともに、子どものうちに公共交通に慣れることにより、将来の公共交通利用者に成長する。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		児童・生徒用割引策の検討							
				児童・生徒用割引策の導入					
		利用しやすい運賃設定の検討							
				利用しやすい運賃設定の導入					
		広報の実施							

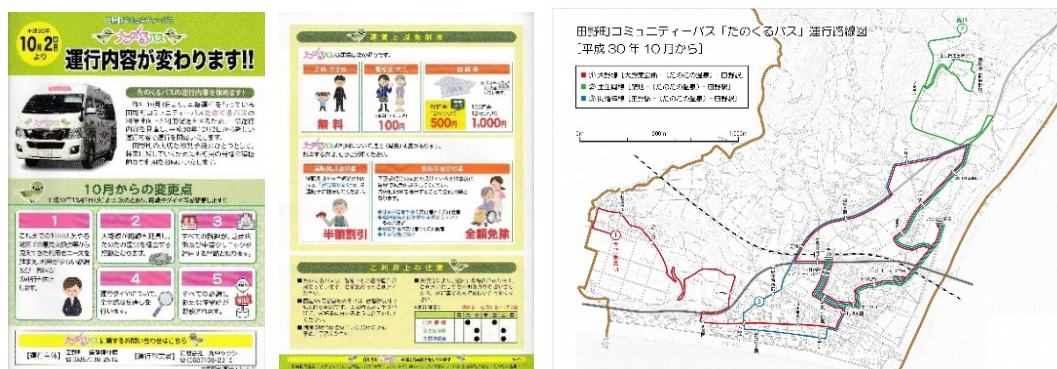
※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、高知県、近隣自治体、土佐くろしお鉄道、高知東部交通

2-②：わかりやすい情報発信

□ 取り組みの概要

- ・本町内を運行する全ての公共交通に関する情報（路線図、運行ダイヤ、乗り換え情報、運賃 他）を、冊子形式で作成する。情報に変更があった場合は、すぐに改正版を作成し、情報を更新する。
- ・作成したものを町民に配布する。
- ・高知県東部広域地域公共交通協議会において検討されている取り組みと連携し、情報収集、調査、広報に取り組む。



参考イメージ：たのくるバス〔田野町〕の情報冊子と路線図（右端）

□ 目指す成果

全ての町民が取得しやすいかたちで公共交通に関する情報を入手でき、公共交通の利用が拡大し、公共交通網の持続につながる。

来訪者も発地で情報を得られるため、現地での移動計画を立てやすくなる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
➡		冊子作成の準備							
		冊子の作成、必要に応じて改編版の作成							
➡		WEBサイト開設準備への補完作業							
		WEBサイト開設後の情報更新に対する作業							

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、高知県、近隣自治体、土佐くろしお鉄道、高知東部交通、安芸警察署

2-③：町民との定期的な対話による利用促進

□ 取り組みの概要

- ・移動手段確保をテーマに、町内の地区を開催単位として、年に1回は全ての地区において意見交換を実施する。
- ・この意見交換で得られた意見や要望、不満などを整理し、公共交通網の改善に反映するとともに、公共交通を利用していない住民に対する利用喚起の場としても活用する。
- ・[関連事業2-④イベントを通じた利用促進] への誘導も行う。



写真：安田町内で実施した移動手段確保をテーマにした意見交換会

□ 目指す成果

時間とともに変化する地域の移動ニーズを把握し、その移動ニーズに対応した公共交通運行体系の改善につなげることにより、地域住民にとって無くてはならない持続する公共交通網となる。

また、公共交通を利用していない住民が、この取り組みによる説明を受けることで、公共交通に対する認識を変え、公共交通の利用者となることにつながる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
 実施		 実施		 実施		 実施		 実施	
 反映		 反映		 反映		 反映		 反映	

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー

2-④：イベントを通じた利用促進

□ 取り組みの概要

- ・町内で開催される集客イベントにおいて、日頃公共交通を使ったことのない人に対する公共交通の意義や利用に関する情報発信を行う。
- ・あったかふれあいセンター事業などの高齢者同士の集まりや、地区の会合、地区住民のグループなどに呼びかけ、公共交通を使ったおでかけをイベントとして実施する。



参考写真：田野町産業まつりにおける公共交通PRブースの様子

□ 目指す成果

公共交通を日頃使っていない人であっても、地域の公共交通に対する意識が深まる。また、日頃集まる会合などの参加者と一緒に路線バスや鉄道を使っておでかけすることで、利用方法や認識が変化し、その後の自立的な利用や公共交通網の持続につながる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
準備 →		準備 →		準備 →		準備 →		準備 →	
開催 →		開催 →		開催 →		開催 →		開催 →	
グループでのおでかけイベントの開催に向けた準備 [随時]									
グループでのおでかけイベントの開催 [随時]									

2-⑤：公共交通利用者の組織化

□ 取り組みの概要

- ・ 町内の公共交通利用者に呼びかけ、利用者との対話や協働による公共交通利用促進に取り組めるように、公共交通利用者の組織化を行う。
- ・ 組織化の事務局は安田町が担い、利用者との緩やかな接触を通じて公共交通網に対する不満や要望などを伺いながら、核となる利用者に参加を呼びかけていく。
- ・ 組織化後は利用者を代表する組織として、定期的な意見交換を行うとともに、協働で公共交通利用促進に取り組む。
- ・ 将来的には中芸地域を対象とした利用者組織に拡大し、生活圏と整合のとれた公共交通網の利用促進活動に協働して取り組む。

□ 目指す成果

交通事業者や行政から公共交通の利用促進を呼びかけるだけではなく、地域の住民が住民に呼びかける構図を創り上げることにより、地域の状況に寄り添った公共交通利用の呼びかけが可能となり、より効果的な利用促進につながる。また、組織化が実現した後は定期的に意見交換を開催するなど、地域の公共交通改善に取り組み易くなる。

将来的に中芸地域の利用者同士が連携しあうことにより、中芸地域の公共交通網の利便性が向上するとともに、公共交通網の持続を目指した利用者組織による独自の取り組みが期待できる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		組織化に向けた調整、呼びかけ							
		定期的な意見交換、利用促進への取り組み、組織の拡大 							

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、安田町社会福祉協議会、土佐くろしお鉄道、高知東部交通
将来的に、近隣自治体、利用者の組織体

2-⑥：ＩＣカードですかの普及支援

□ 取り組みの概要

- ・ＩＣカードですかの普及を支援するために、株式会社ですか、高知東部交通と連携した「バス乗り方教室」を地区の高齢者が集まる催しにおいて実施する。
- ・「バス乗り方教室」では、座学による“高齢化社会における公共交通の貢献”、“低床車両の導入やＩＣカードの導入紹介”、“ＩＣカードですかの活用方法とメリット”、実際の車両を使った“ＩＣカードですかの利用体験”をセットで実施し、その場で記名式カードを作成できるようにする。



参考写真：ＩＣカードですかを使ったバス乗り方教室〔土佐清水市にて〕

□ 目指す成果

路線バスに対して“利用しづらい”というイメージを持っている高齢者に対して、「実は路線バスの利便性が向上している」ことを実感してもらうとともに、ＩＣカードですかのメリット（容易な運賃支払い、乗り継ぎ割引、他）も認識してもらうことで、路線バスの利用が拡大し、公共交通網の持続につながる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
バス乗り方教室の開催〔随時〕									

※ 前期は４月～９月、後期は１０月～３月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、（株）ですか

2-⑦：乗務員確保への支援

□ 取り組みの概要

- ・町内への移住促進策と連携し、住宅と乗務員業務をセットにした広報・求人活動を行う。
- ・高知県東部広域地域公共交通協議会にて検討されている取り組みと連携し、町内の関連情報の収集、調査、広報に取り組む。



参考イメージ：「ゆすはら暮らし」での移住とバス乗務員募集を兼ねた広報

□ 目指す成果

深刻な乗務員不足に悩まされている交通事業者の、乗務員不足解消に貢献する。また、安田町内への移住促進につながり、人口減少に歯止めをかけることが期待される。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
採用活動〔随時〕									

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー、高知県

目標 3：まちづくりとの連携

事業及び実施主体の整理

3－①：町内の集客施設との連携による利用促進
〔概要〕 町中心部の集客施設との連携により、移動手段を自動車利用から公共交通利用に誘導する。例として、田野町が実施しているスタンプ制度などが考えられる。
3－②：観光客への案内の一元化
〔概要〕 町内への観光客に対し、冊子やWEBを通じたわかりやすく一元化された情報発信を行う。
3－③：移動制約者等の見守り体制構築
〔概要〕 乗務員から利用者への声かけを、運転業務への支障とならない範囲で積極的に行うとともに、徘徊などの不審な点があれば関係機関に通報し、すぐに対応できる仕組みを構築する。
3－④：学校におけるバス乗り方教室の開催
〔概要〕 小中学校の児童及び生徒を対象として、公共交通の意義を学び、関心を持ってもらう乗り方教室を開催する。子ども達から保護者へのアピールにつながることも目的とする。
3－⑤：中心部への交通結節点待ち合い所整備
〔概要〕 バス到着時間まで輝るぽーと安田など中心部を楽しむことができる待ち合い所として、ハード、ソフト両面から整備を行う。また、近所の高齢者なども訪れ、交流できるサロンのような場所としての活用も検討する。

3-①：町内の集客施設との連携による利用促進

□ 取り組みの概要

- ・町内に立地する集客施設（輝るぽーと安田、味工房じねん、大心劇場、安田町まちなみ交流館・和、安田の茶屋、病院施設、商店 など）と連携し、公共交通での来訪者については特典が付与される仕組みを構築する。



写真：味工房じねん

□ 目指す成果

公共交通（特に路線バスや新しい移動手段などの地域交通網）を使ったおでかけにメリットがあることから、公共交通の利用促進に寄与するとともに、地域の活性化にもつながる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		実施に向けた調整、参加事業所への呼びかけ							
		 事業開始と広報							

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、中芸地区商工会、町内の商業者、土佐くろしお鉄道、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー

3-②：観光客への案内の一元化

□ 取り組みの概要

- ・本町の観光スポットや食事、宿泊場所などの情報と、それらの場所への公共交通によるアクセス方法を詳細に記載したものを作成し、冊子及びWEBを通じて情報発信する。
- ・WEBを通じた発信については、安田町及び中芸広域連合のホームページや、高知県東部広域地域公共交通協議会において検討されている取り組みと連携する。
- ・安田町内版と中芸広域及び高知県東部地域版として、近隣自治体との調整が整い次第作成に参加する。



写真：安田町観光案内マップ

□ 目指す成果

本町や中芸地域、高知県東部地域に来てくれる観光来訪者が、迷うことなく目的地にたどり着けることで、地域全体の好印象、リピーターとしての再訪につなげる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
→		冊子作成に向けた調整、参加事業所への呼びかけ							
		冊子を活用した広報と必要に応じた改編							
→		WEBサイト連携に向けた掲載情報整理							
		WEBサイトでの情報発信と情報更新作業							

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町、中芸地区商工会、高知県東部観光協議会、高知県

3-③：移動制約者等の見守り体制構築

□ 取り組みの概要

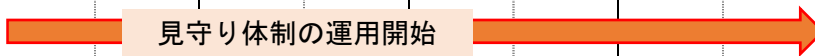
- ・定期的に地域を運行している公共交通網の利点を活かし、地域住民の異変の察知につなげる予防的取り組みとしてその体制を構築する。
- ・路線バスやタクシーの乗務員が、運行の安全性確保に配慮しつつ、運行業務を兼ねて地域を見守る。走行中や乗客の様子などから異変を察知した場合、速やかに関係機関に連絡を行う。
- ・交通事業者（土佐くろしお鉄道、高知東部交通、新しい移動手段の運行事業者、町内のタクシー事業者）の乗務員から、地域住民の異変に関する報告が為された際に、役場や社会福祉協議会などが連携して対応できる体制を構築する。現状において想定する状況としては、高齢者の徘徊や小さな子どもの見守りとする。
- ・日常的な利用者であった人が突然利用しなくなった場合の情報共有を行い、しかるべき部署が確認に赴く。

□ 目指す成果

見守り体制が構築されることで、常に地域内外を運行している乗務員による通報を通じて、事件や事故発生の回避が期待できる。

また、公共交通の運行そのものに対する理解と評価がより深まる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		見守り体制の構築							
				見守り体制の運用開始					

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、安田町社会福祉協議会、安芸警察署、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー

3-④：学校におけるバス乗り方教室の開催

□ 取り組みの概要

- ・本町内の小学校及び中学校における教育の取り組みとして、運行事業者と共に実際の車両を用いたバスの乗り方教室を開催する。
- ・座学として、“公共交通の意義や活用のメリット”、“公共交通を利用することによる環境負荷の低減”、そして実際の車両を使った“路線バス利用でのマナー講座”、“ＩＣカードですかの利用体験”などをコンテンツとする。
- ・参加者には、地域の公共交通事業者等が発行している路線図や時刻表、その他情報冊子などを配布し、家庭で共有してもらう。



参考写真：とさでん交通による小学校でのバス乗り方教室

□ 目指す成果

子どもたちにも地域の公共交通網の意義などを理解してもらうとともに、決して特別な乗り物ではなく自由に使えるものであることを意識してもらう。また、保護者にも間接的にその意識を共有してもらうことで、公共交通の利用拡大につなげる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
バス乗り方教室の開催 [随時]									

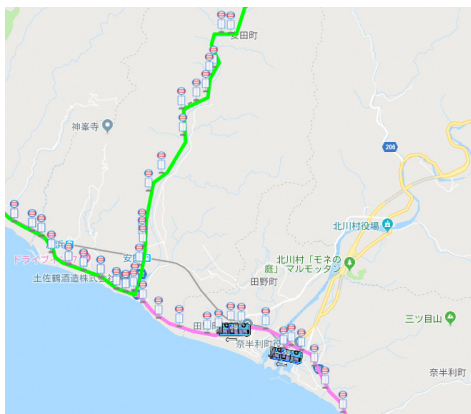
※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、高知東部交通、(株) ですか

3-⑤：中心部への交通結節点待ち合い所整備

□ 取り組みの概要

- ・安田役場通バス停周辺に路線バス間の乗り換えが可能となるスペースを確保し、新しい移動手段と合わせて交通結節点として整備する。
- ・輝るぽーと安田「土佐の元気市」店内などに、バスロケーションシステム「高知東部バスロケ」を設置し、バスの接近情報を発信する。
- ・バスの待ち合いスペースは、近所の人も気軽に足を運べるサロンのような活用を行う。



参考イメージ：高知東部バスロケの画面（左）、安田役場通バス停待ち合い（右）

□ 目指す成果

観光での来訪者がバスの到着まで輝るぽーと安田での買い物や食事、観光を楽しめ、安田町での滞在に好印象を持ってもらえる。また、近所の人も気軽に集まる場所として、待ち合いスペースが活用され、「あそこにいけば人がいる」という安心から、特に高齢者が集まり、賑やかな交流の場となる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
				交通結節点及び待ち合いスペースの整備					
				待ち合い所及び交流スペースとして解放					

※ 前期は 4 月～9 月、後期は 10 月～3 月と設定

事業の実施主体：安田町、輝るぽーと安田、高知東部交通

目標 4：広域で共有する移動手段とまちづくり

事業及び実施主体の整理

4-①：町民の生活圏と整合する路線構築

〔概要〕

安田町と中芸地域をつなぐフィーダー系統となる新しい路線を構築し、町民の生活圏と整合した移動手段の確保と、本町へのおでかけ促進につなげる。

4-②：広域連携による観光来訪者への情報発信

〔概要〕

来訪者が発地で中芸地域及び高知県東部地域の観光情報を入手できる情報発信を行う。

4-③：広域連携による地域のアピール

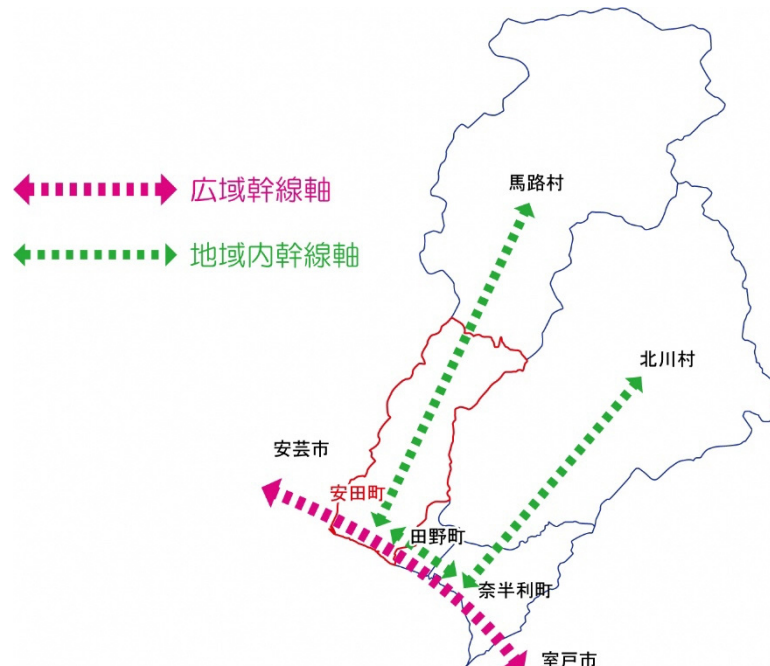
〔概要〕

中芸地域及び高知県東部地域にて、公共交通を使った観光ミニツアー（日帰り旅行）を定期的に企画し、地域住民や来訪者に地域を知ってもらうと同時に、公共交通を利用する機会の提供につなげる。

4-①：町民の生活圏と整合する路線構築

□ 取り組みの概要

- ・ 田野町が運行するコミュニティバスと連携し、安田町と田野町をつなぐ新しい移動手段となるフィーダー系統を検討する。このフィーダー系統は、**〔関連事業：1-①公共交通空白地区の解消〕**の事業の中で整備する新しい移動手段を、地域の生活圏と整合させて田野町につなぐことを目指すものとする。

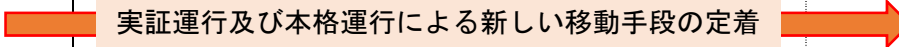


図：中芸地域の移動軸

□ 目指す成果

安田町民にとって生活圏と一致した公共交通網の整備が実現することで、日々の生活の利便性が向上し、公共交通網の利用拡大にもつながる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		フィーダー系統の実証運行に向けた準備							
									

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町、田野町、土佐くろしお鉄道、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー、近隣自治体のフィーダー系統運行主体

4-②：広域連携による観光来訪者への情報発信

□ 取り組みの概要

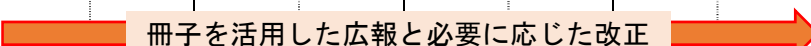
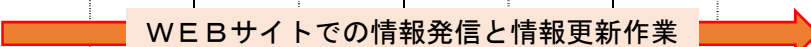
- ・中芸地域及び高知県東部地域の観光情報（観光、食事、宿泊、公共交通によるアクセス、自動車によるアクセス、自転車によるアクセス）を一元化し、来訪予定者が必要とする情報をワンストップで入手できるサービスを構築する。
- ・本町内の対象となる情報については、**[関連事業：3-②観光客への案内の一元化]**と合わせて収集、整理を行い、高知県東部広域地域公共交通協議会にて検討されている取り組みと連携して情報発信を行う。

□ 目指す成果

安田町及び高知県東部地域への来訪を企図している人に対する丁寧な情報発信により、来訪者の移動手段を問わず詳細な地域滞在計画を立てられることで、来訪者の好感度向上と、リピーターの確保につなげられる。

また、これらの取り組みを通じて、中芸地域及び高知県東部地域の結束が固まり、地域課題に対してさらに連携して取り組むことが実現する。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	前期	後期	前期	後期	前期
		冊子作成に向けた調整、参加事業所への呼びかけ							
		 冊子を活用した広報と必要に応じた改正							
		WEBサイト連携に向けた掲載情報整理							
		 WEBサイトでの情報発信と情報更新作業							

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町と近隣自治体、中芸地区商工会、高知県東部観光協議会

4-③：広域連携による地域のアピール

□ 取り組みの概要

- ・中芸地域及び高知県東部地域の観光地などを既存の公共交通網で巡る、観光ミニツアー（日帰り旅行）を定期的に企画し、地域住民や地域外からの来訪者の参加につなげる。[関連事業：4-②広域連携による観光来訪者への情報発信]で整理する観光地を主な対象とし、公共交通網を利用して参加者に地域を楽しんでもらう。
- ・公共交通を利用したことのない世帯や、病院や量販店など決まった場所のみおでかけをしている高齢者などに、これまでと違った移動の提案となり、定期的な公共交通利用の動機付けにもつながるように情報提供を行い、参加を促す。

□ 目指す成果

中芸地域の住民が身近に存在している魅力を、観光ミニツアーを通じて体験することで、地域の魅力の再確認につながる。また、来訪者にも地域の魅力を戦略的にアピールする。

これらを通じて、地域での暮らしの継続、来訪者の増加、移住促進、公共交通の利用拡大につながる。

□ 実施スケジュール

2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
前期	後期	前期	後期	前期	前期	後期	前期	後期	前期
				観光ミニツアーのメニュー作成等準備					
				観光ミニツアーの随時企画及び実施 					

※ 前期は4月～9月、後期は10月～3月と設定

事業の実施主体：安田町と近隣自治体、中芸地区商工会、高知県東部観光協議会、土佐くろしお鉄道、高知東部交通、安田ハイヤー、中野ハイヤー、近隣自治体のフィーダー系統運行主体

4. 目標の達成状況の評価

目標の達成状況进行评估する指標等について、次のとおり設定する。

基本方針 1：地域の実情に合った公共交通網の整備

〔目標 1：誰もが利用できる安心・安全な公共交通網を実現させる〕

〔考え方〕

地域の実情に合った公共交通網の整備が実現することで、高齢であっても生活のために自動車を運転していた人や、移動手段を持たず家族や知人に移動を頼っていた人が、公共交通網の利用に積極的になると期待する。その結果、本町内の公共交通利用者数が増加するものとする。一方で、人口が減少していることを補正する。

指標の設定	町内の鉄道及びバスの利用者数について、2019 年 4 月～2020 年 3 月までの年間利用者数を 1 日平均で算出し、その数値を基準として、以降前年実績を下回らないことを目標とする。
評価指標	・安田町内の停留所で乗降する利用者数（ＩＣカードですか利用者） ・安田駅、唐浜駅で乗降する利用者数 ・町内の新しい移動手段を町内で乗降する利用者数
現状の数値	—
評価指標の算出データ	各運行事業者から出されるデータを活用

基本方針 2：公共交通網の持続と利用促進

〔目標 2：地域の移動手段として持続する公共交通網の実現〕

〔考え方〕

地域の公共交通網が持続していくためには、継続した町民及び来訪者による利用が欠かせない。また、利用していくことを前提とした場合、ＩＣカードですかを所持することで、路線バスに対する負担イメージの軽減につながり、さらなるバス利用が期待できると考える。

指標の設定	本町内に住所のある人で、ＩＣカードですかを作成している人の数（2019 年 3 月時点）を指標とし、その数が年間 20% ずつ増加していくことを目標とする。
評価指標	・安田町内に住所を持ち、なおかつ ＩＣカードですか〔記名式〕を所持する人の数（毎年 3 月初旬時点）
現状の数値	71 人〔平成 31 年 1 月末現在〕
評価指標の算出データ	（株）ですかから出されるデータを活用

基本方針３：まちづくりとの連携

〔目標３：公共交通への理解と賑わいづくりの実現〕

〔考え方〕

移動手段とまちの魅力が連携することで、中心部の賑わい創出につながることを期待する。そこで、本町中心部の集客施設における利用者数をモニタリングして指標とする。

指標の設定	本町中心部の集客施設の年間利用者数（2019年4月～2020年3月）を指標とし、以降、毎年その数値を下回らないことを目標とする。
評価指標	・輝るぽーと安田（土佐の元気市）：レジ通過人数 ・輝るぽーと安田（安田の茶屋）：レジ通過人数 ・安田まちなみ交流館・和：入館者数
現状の数値	—
評価指標の算出データ	各施設から出されるデータを活用

基本方針４：広域で共有する移動手段とまちづくり

〔目標４：生活圏がひとつになり進める利便性向上の実現〕

〔考え方〕

中芸地域全体を対象として、公共交通機関を利用して巡る観光ミニツアーを企画する。参加者は地域住民や来訪者とし、ツアーへの参加名目で公共交通機関を利用することにより、利用者数が純増するだけでなく、ツアーでの利用がきっかけとなり公共交通を積極的に利用する人が増加すると考える。

指標の設定	2020年度から企画・開催する観光ミニツアーの参加者数を指標とする。観光ミニツアー参加者数を10人以上/回と設定し、4ヶ月に1回以上開催する。年3回程度実施するとともに、リピーターを獲得することで、参加者数を前年比20%ずつ増加するものとする。
評価指標	観光ミニツアーの参加者数 ・初年度 30人 ・2年目 60人 ・3年目 72人 ・4年目 86人 ・5年目 103人
現状の数値	—
評価指標の算出データ	参加者数を積算

5. 計画の期間

2019 年（平成 31 年）4 月～2024 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする。

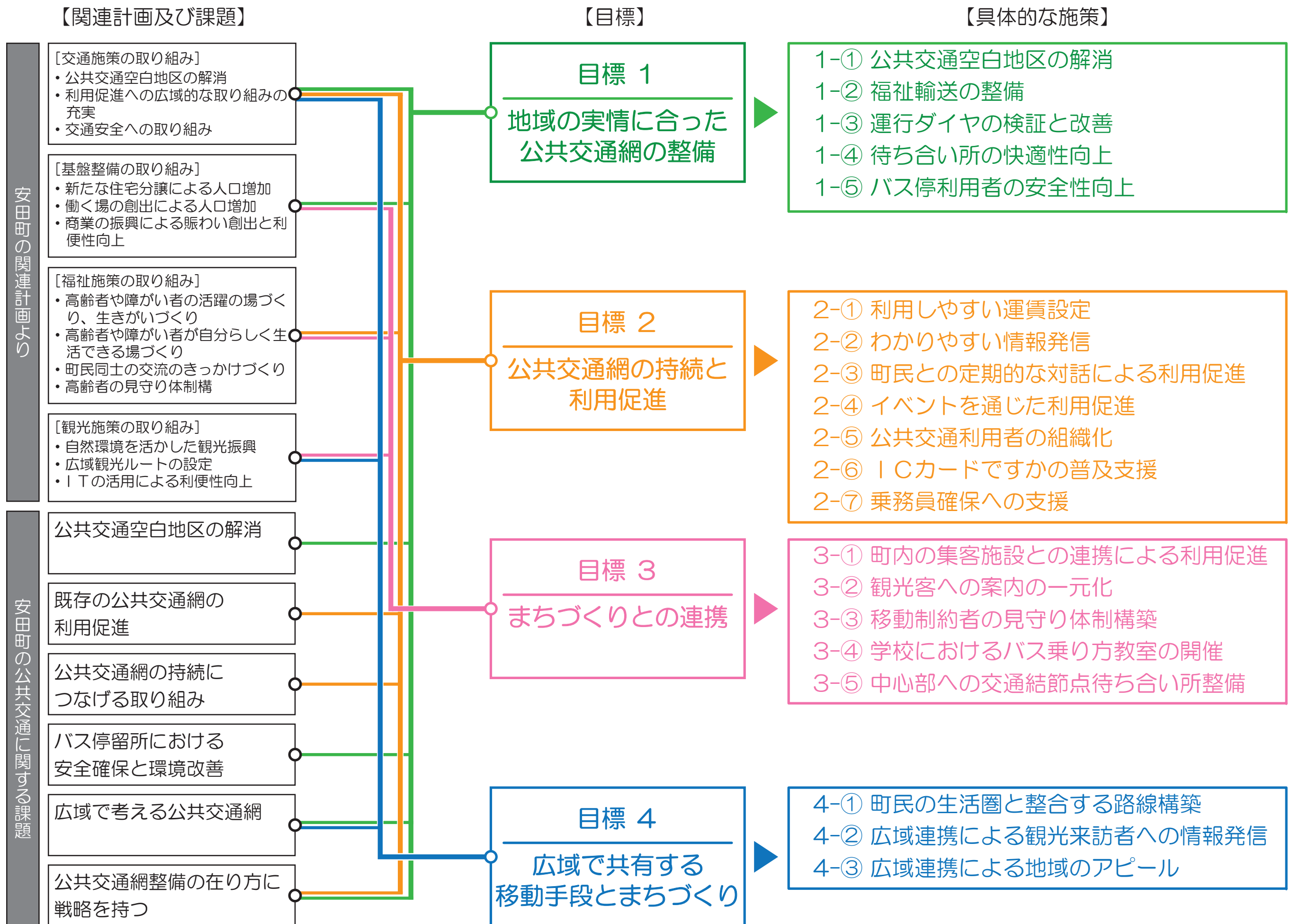
計画期間内は、次の表の通り、年度ごとに事業評価を行い、必要に応じて改善の取り組みを次年度に付加する。

表：計画期間における事業推進

	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
2019 年度 [初年目]	事業の実施			
2020 年度 [2 年目]	事業の実施	評価と改善	事業の実施	改善の取り組み
2021 年度 [3 年目]	事業の実施	評価と改善	事業の実施	改善の取り組み
2022 年度 [4 年目]	事業の実施	評価と改善	事業の実施	改善の取り組み
2023 年度 [5 年目]	事業の実施	評価と改善	事業の実施	

事業の実施	計画に則り、事業を実施する。
評価と改善	安田町地域公共交通会議において、毎年 9 月～10 月にそれまでの事業成果をとりまとめるとともに、目標の達成状況をチェックする。その結果を踏まえ、目標に到達している事業についてはそのまま継続させ、改善の必要なものについてはその場で協議を行い、改善案としてとりまとめる。
改善の取り組み	目標の達成に向けて、改善の取り組みを行う。

□ 安田町地域公共交通網形成計画 取り組みの体系図



参考資料

安田町地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 安田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- （2）町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）形成計画の策定及び変更に関する事項
- （4）形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （5）形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （6）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の委員）

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- （1）住民又は利用者の代表
- （2）公募による者
- （3）町長及び町長が指名する者
- （4）一般乗合旅客自動車運送事業者
- （5）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- （6）一般旅客自動車運送事業者
- （7）鉄道事業者
- （8）国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- （9）高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課長又はその指名する者
- （10）高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長又はその指名する者
- （11）高知県安芸土木事務所長又はその指名する者
- （12）高知県警察本部安芸警察署長又はその指名する者
- （13）その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定めるものとし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に届け出ることにより代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、当該代理の者に対し、欠席する会議における委員の権限について、委任状により委任を行うことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(オブザーバー)

第7条 会長は、交通会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるものとする。

(資料提供その他の協力等)

第8条 交通会議は、その協議事項を遂行するため必要が認められるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明、助言その他必要な協力を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第9条 交通会議は、会議において協議が調った事項についてはその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第 10 条 交通会議は、協議事項の具体的な検討及び交通会議の運営に必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第 3 条に定める委員の中から、会長が指名する。

3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を委員とする。

4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。

5 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第 11 条 交通会議の庶務は、地域創生課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行後、最初に開催される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

安田町地域公共交通会議 委員名簿

組織	所属団体	氏名
行政機関	安田町 町長	黒岩 之浩
	安田町 副町長	南 順一
公共交通機関	有限会社 安田ハイヤー 代表取締役	中野 彰久
	有限会社 中野ハイヤー 代表取締役	中野 良則
	高知東部交通 株式会社 代表取締役	坂本 泰資
	土佐くろしお鉄道 株式会社 代表取締役社長	大原 充雄
地域住民及び利用者の代表	瀬切・船倉地区代表	上総 公紀
	与床・別所地区代表	服部 芳徳
	中ノ川地区代表	伊吹 公子
	西ノ川地区代表	松本 充教
	西島地区代表	浜口 範雄
	安田地区代表	門脇 正純
	公募委員 (唐浜地区代表を兼ねることとする)	清岡 ゆう子
	安田町日赤奉仕団 委員長 (東島地区代表を兼ねることとする)	有岡 智佐
	中山を元気にする会 会長 (中里・小川地区代表を兼ねることとする)	横田 信次
	安田町老人クラブ連合会 代表 (正弘・内京坊・間下地区代表を兼ねることとする)	武内 住恵夫
	安田町立安田小中学校 PTA 会長	西山 長久
	安田町社会福祉協議会 会長	伊吹 衢章
医療機関・商工関係機関	和田医院 院長	和田 邦彦
	中芸地区商工会 事務局長	濱岡 洋
	高知県農業協組合 中芸営農センター安田事業所 中山事務所 所長	小松 知喜
	輝るぽーと安田 代表	小松 美喜
国・県関係機関"	国土交通省 四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送・監査)	廣田 敦
	国土交通省 四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官(総務企画観光部門)	上戸 康弘
	高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課長	池上 香
	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課長	濱田 憲司
道路管理者	高知県安芸土木事務所 所長	松尾 浩明
警察署	高知県安芸警察署 署長	笹岡 裕
有識者	まちづくりCollabo代表／まちづくりプランナー	西村 憲一

安田町地域公共交通網形成計画

安田町地域創生課

高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

電 話 : 0887-38-6713

F A X : 0887-38-6780

いっぱい乗ってねえ

